

意見要旨	大阪市の考え方
<p>【多様なサービスの創出に関するご意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新しい総合事業について、計画案では、サービスの創出に努めるとしているが、十分な検討が必要。 ・ボランティアによるサービス実施が難しいこと、事故等が起こった時のリスクを懸念する意見。 ・利用者がきちんとサービスを選択できるようにすることを求める意見。 ・どのような担い手支援をされようとしているか示して欲しい。ヘルパー資格の方は、資格職として、生活がある訳ですから、介護保険で行えないボランティアではどの様な担い手になるのか疑問・不安を感じます。 ・行政が責任をもって説明会を開催するなど、市民にわかるようにしてほしいです。 	<p>今般の介護保険制度改正において、要支援者等の高齢者の多様な生活支援のニーズに地域全体で応えていくため、予防給付の訪問介護及び通所介護について、全国一律の基準に基づくサービスから、地域の実情に応じて、市町村が効果的かつ効率的に実施することができる新しい総合事業へ平成29年度までに移行することとされたところです。</p> <p>大阪市としては、国のガイドラインに基づき、平成29年4月までの間に総合事業へ移行するにあたって、要支援者及び介護予防・生活支援サービス事業対象者が安心してサービスを利用できるよう、また、各々の状況に合わせて適切なサービスが提供できるよう、制度設計に取り組んでまいります。</p> <p>事業の周知につきましては、各種広報媒体等を通じ、市民にわかりやすく周知啓発できるよう努めてまいります。</p> <p>いただいたご意見を受けまして、これらの大阪市の考え方につきまして、本計画に記載いたします。</p>
<p>【指定サービス事業への周知に関するご意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合事業への移行にあたって、事業所への適切な情報提供、意見交換の場を求める。 ・サービス内容が低下しないよう配慮を求める。 	<p>新しい総合事業への移行にあたっては、大阪市として、円滑な実施に向けて準備・検討を行っているところであり、現在サービスを提供している事業所に情報提供できるようになった段階で、速やかに情報提供させていただきたいと考えています。</p> <p>新しい総合事業として提供されるサービスの質の確保のため、提供事業者が守るべき基準について、慎重に検討し、策定してまいります。</p>
<p>【総合事業への移行に関するご意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この計画内容では、住民の不安が大きくなると思われる。具体的なものが示されておらず、通所介護・訪問介護利用者の切り捨てだけのように感じる。 ・実態把握の有効性、ケアマネジメントのあり方、サービスの受け皿の構築など今までの取組みの実績と課題を協議し、新しい制度構築を行う必要がある。 ・移行にあたっての具体的な行程を示してほしい。 ・「平成27(2015)年度から・・・(略)・・・モデル的に実施し、評価検証を行い、平成29(2017)年4月までの間に、段階的なサービスの創出に努め、全市展開に向けて取り組んでいきます。」とあるが、モデル事業に関する箇所数、選定基準等はどのようにするのか。 	<p>今般の介護保険制度改正において、要支援者等の高齢者の多様な生活支援のニーズに地域全体で応えていくため、予防給付の訪問介護及び通所介護について、全国一律の基準に基づくサービスから、地域の実情に応じて、市町村が効果的かつ効率的に実施することができる新しい総合事業へ平成29年度までに移行することとされたところです。</p> <p>大阪市としては、このような国の方針に基づき、平成29年4月までの間に総合事業へ移行するに際し、平成27年度からは、多様なサービス提供主体間での情報共有や連携を推進するための協議体を設置し、また、不足するサービスの把握及びサービスの実施主体の養成・掘り起こし等を行う生活支援コーディネーターを市内3区にモデル的に配置するなど、要支援及び介護予防・生活支援サービス事業対象者に対して、各々の状況に合わせて適切なサービスが提供できるよう、制度設計に取り組んでまいります。</p> <p>いただいたご意見を受けまして、現在、大阪市が考えている見直しのスケジュールにつきまして、本計画に記載いたします。</p>
<p>【移行時期に関するご意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合事業を拙速に実施せず「平成29年度まで」十分な準備・検討をお願いします。 ・計画では2017年4月から「サービスの創出に努める」としているが、十分な検討、市民・利用者からの要望に応えるものとする。 <p>・日常生活総合事業の開始が遅い。</p> <p>・27年度から開始できるのに大阪市ははなから期限ぎりぎりまで伸ばすつもりはやる気がないように感じられる。</p>	<p>総合事業への移行にあたっては、国から示されたガイドラインなどにより提示されている内容を踏まえ、既に介護保険サービスを利用する高齢者やサービス提供を行う介護保険サービス事業者等に混乱をきたさないよう円滑に移行する必要があります。</p> <p>そのためには、高齢者や介護保険サービス事業者等への十分な周知啓発とともに、特に住民主体によるサービス提供を促進するための受け皿づくり等を、一定の時間をかけて進めていく必要があると考えております。</p> <p>大阪市としても、国の方針に基づき、総合事業へ移行するにあたっては、要支援者を含めた高齢者に対して、各々の状況に合わせて適切なサービスが提供できるよう、制度設計に取り組んでまいります。</p> <p>いただいたご意見を受けまして、これら大阪市の考え方につきまして、本計画に記載いたします。</p>

意見要旨	大阪市の考え方
<p>【要支援者への現行サービス相当利用に関するご意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すべての要支援認定者には移行後も介護予防訪問介護・介護予防通所介護と同じサービスが継続して利用できるようにしてください。 ・要支援者の中には、介護保険サービスを利用できていることで自立した生活を維持していたり、要支援の軽い内からデイサービスや家事援助があることで、体力、気力などを長く維持していける方がいる。 ・専門的知識がなくてもできるとなれば、サービスの質が低下しないか心配。 ・利用者の負担が増えないようにしてほしい。 ・サービスについては、利用者の希望に基づく選択を保障してください。住民主体ボランティア等への移行を押し付けるように指導を行わないでください。 	<p>介護保険法改正に伴い、予防給付の訪問介護及び通所介護については、全国一律の基準に基づくサービスから、地域の実情に応じて、市町村が効果的かつ効率的に実施することができる「新しい総合事業」へと移行することとなり、平成26年11月、国からガイドライン(案)が示されたところです。</p> <p>国においては、このガイドライン(案)に対する各都道府県・市町村からの意見・質問を受け、必要な修正等を行ったうえで、平成26年度内に「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン」として取りまとめることとしており、大阪市としましては、新しい総合事業への移行にあたっては、要支援者の状態にあった適切なサービスを提供できるよう、今後示される「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン」を踏まえ制度設計を行ってまいります。</p>
<p>【新しい総合事業と一般介護予防事業に関するご意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新しい総合事業等によるサービスの多様化について、介護予防・生活支援サービスと一般介護予防事業の区別が難しく、混乱を招くのでは？ ・介護予防事業について、要介護認定の方の家事支援の保険給付の検討についての検討 	<p>いただいたご意見を受けまして、介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業について、混乱を招かないよう、図の挿入等により対応いたします。</p>
<p>●介護給付等対象サービスの充実（4件）</p>	
<p>【地域密着型サービス運営推進会議に関するご意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターの地域密着型サービスの運営推進会議参加のあり方について検討が必要である。 	<p>地域密着型サービスの運営基準において、地域との連携のため、運営推進会議の開催が義務付けられており、構成メンバーとして、地域包括支援センターの職員にもご協力いただいているところです。運営推進会議によって地域とのより良い連携が図ることができるよう、今後とも検討してまいりますので、引き続きご協力いただきたいと思いますと考えております。</p>
<p>【地域密着型サービスの充実に関するご意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の家族にとって、一番問題としているのは、介護にかかる費用であり、どう暮らしていくかは、個々の考え方によって異なると思う。 ・24時間体制の人材確保・サービスも今後理想と現実の差が大きく実現難しいと思います。 	<p>24時間365日の在宅生活を支援するため、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や、通い・訪問・泊まりを組み合わせる一体的なサービスを提供する小規模多機能型居宅介護や複合型サービスというサービスがあり、平成27年1月時点の事業所数は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護12件、小規模多機能型居宅介護64件、複合型サービス3件です。これらの各サービス事業者については、引き続き参入促進を図る必要があり、利用促進のため利用者等に向けたリーフレットの作成や事業者連絡会等を通じて事業者が抱える課題等について把握に努めております。</p>
<p>【地域密着型サービスの充実に関するご意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「重度な要介護状態になっても在宅生活が可能となるよう、居宅サービスや地域密着型サービスなどの充実を努めます」とあるが、計画に具体性がない。 	<p>24時間365日の在宅生活を支援するため、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や、通い・訪問・泊まりを組み合わせる一体的なサービスを提供する小規模多機能型居宅介護や複合型サービスというサービスがあり、平成27年1月時点の事業所数は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護12件、小規模多機能型居宅介護64件、複合型サービス3件です。これらの各サービス事業者については、引き続き参入促進を図る必要があり、利用促進のため利用者等に向けたリーフレットの作成や事業者連絡会等を通じて事業者が抱える課題等について把握に努めております。</p>

意見要旨	大阪市の考え方
<p>●介護保険サービスの質の向上と確保 (16件)</p>	
<p>【認定事務に要する期間に関するご意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険上は申請後30日以内に認定を出すことになっていますが、これを超えてしまう(悪くすると倍近くの日数を要してしまう)ことが常態化しており、あきらかに公正を欠いている。 ・3月の認定事務センター移転によりさらに混乱に拍車がかかるのではないかとケアマネ達は懸念している。 ・利用者の利便性が損なわれないよう、認定事務センターの廃止を含めて効率化スピード化を検討くださるよう、強くお願いする。 	<p>申請から認定結果までの日数が39.2日(平成25年度)と認定事務センター開設前の日数と同程度となっていますが30日を超えている状況であります。</p> <p>認定事務センターは、今後の高齢者人口の増加による申請件数の増加およびそれに伴う事務作業の増加を加味し、作業環境の改善を図るため、3月に移転することになりました。今後とも迅速かつ適正な要介護認定事務を行えるよう、より一層努めてまいります。</p>
<p>【認定事務に関するご意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急性のある末期ガン等の認定申請において、まったく考慮されていない事例があった。改善検討が必要。 	<p>末期がんでの方で、介護サービスの利用について急を要する場合は、個別に認定調査を急ぐように認定調査委託事業所に依頼しています。また、審査判定に必要な書類が整いましたら直近の審査会に審査判定依頼を行っています。</p>
<p>【認定事務に関するご意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者様の中でも、本当に介護サービスが必要な方であっても、認知症などで現状が訴えられず満足にサービスが受けられません。十分に評価して頂き、適正な判断を求めます。 	<p>要介護認定を行うにあたり必要な資料として、認定調査票と主治医意見書があります。認定調査は対象者の日頃の状況を把握されている方に同席いただきながら実施し、主治医意見書については記載の充実を図るため研修等を行っています。これらの資料を基に、介護認定審査会において要介護認定の申請者固有の「介護の手間」について、引き続き、適正な審査判定を行ってまいります。</p>
<p>【公平・公正な認定結果に関するご意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定に公平・公正が欠けているとの意見 	<p>介護認定審査会における審査及び判定については、公平公正に、また客観的に行えるよう全国一律の基準が設定されています。大阪市におきましても公平・公正な要介護認定の実施に引き続き努力してまいります。</p>
<p>【ケアマネジャーの質の向上に関するご意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他事業所からの独立性が確保されるなど、ケアマネジャーの質の向上を求める。 ・ケアプランの点検事業として、中立的な立場の者がプランが適正かどうかの点検を行ってほしい。 	<p>ケアマネ事業所(居宅介護支援事業所)の人員基準(管理者の常勤専従)や運営基準(他事業所からの利益収受の禁止等)については、厚生労働省令をもとに大阪市条例において定めており、計画的に実地している実地指導において、基準を遵守し、公正中立に業務を行うよう指導しています。</p> <p>大阪市では、ケアマネジャー資格のある非常勤嘱託職員を配置し、ケアプランが適正かどうかの点検を行い事業所への指導を行っています。</p>
<p>【ケアプランチェックに関するご意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ケアプランの点検をする事業には、医療系の国家資格があるケアマネージャーで、どこかのサービス事業所にも所属していない人を登録してもらい、ケアマネスキルアップ事業でプランが適正かどうかの点検を行うことを求める意見。 	<p>大阪市では、ケアマネジャー資格のある非常勤嘱託職員を配置し、ケアプランが適正かどうかの点検を行い事業所への指導を行っています。</p>
<p>【ケアマネ業務に関するご意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・書類をもっと簡素化すべきとの意見。 ・運営基準に定める書類をもっと簡素化できると、利用者支援への時間をより充実できる。 	<p>利用者に適切かつ効果的なケアマネジメントを行うため、運営基準により手順や必要な書類が決められています。基準で決められた書類は、利用者に適切かつ効果的なケアマネジメントを行うために必要なものであります。</p>
<p>【ケアマネ業務に関するご意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ケアマネの休日出勤義務付けを求める。 ・定期的なモニタリングにより実態を把握するよう求める 	<p>居宅介護支援事業所については、人員基準により、1名以上の常勤の介護支援専門員の配置が義務付けられており、基準を満たすことを確認して指定を行い、指定後も実地指導において基準を満たすよう指導していますが、営業日は運営規程において事業者により定めることになっていますので、大阪市として、その事業所の休日に勤務を義務付けることは困難です。</p> <p>居宅介護支援においては、少なくとも月に1回、居宅サービス計画の実施状況の把握(モニタリング)を行うよう運営基準により定められています。また、訪問介護においても、頻度の規定はありませんが、訪問介護計画の実施状況を把握(モニタリング)を行うよう運営基準により定められています。これらの基準に沿って、適切にサービス提供が行われるよう、計画的に事業者の指導を行っております。</p>

意見要旨	大阪市の考え方
<p>【介護事業所に関するご意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護事業を行っている事業者が次々と撤退している。介護職の賃金が低く、運営費がまかなえない等大変な実情をよくきくこと。 	<p>月々、廃止される事業所数を上回る数の新規指定申請があり、大阪市内の事業所は増加傾向にあります。介護職員の賃金改善については、全国的に処遇改善加算として対応されています。また、平成26年度からは、事業所連絡会等を通じて、事業者が抱える課題等の把握に努めています。</p>
<p>【介護事業所の運営に関するご意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校などの空き教室を貸出し、事業所の運営経費を軽減してほしい。 ・事業運営費が賅えないこと等実情を把握してほしい。介護事業所が減り、選択できるサービスの減少、質の低下など悪循環にならないか。 	<p>指定申請のあった事業者については、人員基準、設備基準を満たしていることを確認し、指定を行っています。月々、廃止される事業所数を上回る数の新規指定申請があり、大阪市内の事業所は増加傾向にあります。</p> <p>また、平成26年度からは、事業所連絡会等を通じて、事業者が抱える課題等の把握に努めています。</p>
<p>【介護人材の確保に関するご意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人材確保対策が急務であり、介護職員の質の確保・育成に努めてほしい。 ・事業として運営できるよう、介護職員の処遇の改善に努めてほしい。 	<p>福祉・介護人材の確保・育成に関しては、都道府県の所管業務となっており、大阪府では、福祉部地域福祉推進室地域福祉課において担っています。</p> <p>介護職員の賃金改善については、全国的に、処遇改善加算の創設により対応されています。</p>
<p>【居宅支援事業所の指定権限に関するご意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居宅支援事業所の指定権限が都道府県から市町村に委譲されることにより、質の低下につながらないか。 	<p>介護保険法の改正(大都市特例の創設)により、政令指定都市である大阪市では、平成24年度から居宅介護支援事業所の指定については、大阪府から移譲を受けて業務を行っています。これまでの厚生労働省令で定められた人員、運営に関する基準を下回ることなく、条例により基準を定めて指定・指導業務を行っています。</p>
<p>●在宅支援のための福祉サービスの充実（3件）</p>	
<p>【生活支援型食事サービスの事業実施に関するご意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターが食事サービスにかかる事務、運営会議の調整などを図ることは非効率と考えます。 ・食事サービス事業の行政窓口の設置、可否の判断の明確化、総合事業を展開される中で明確に示していただきたい。 ・在宅福祉サービスの項目の中で、食事サービスのみが地域包括支援センターが窓口である整合性と必要性については不明確であり、他の事業同様に行政が窓口にて行うか、地域包括支援センターの機能強化を行う上で、事務窓口をわけ、行政が困難であれば、事務、運営に関して公募していくなど事業整理を行っていただきたい。 	<p>生活支援型食事サービス事業は、心身の機能低下や障がい等により調理が困難な高齢者等に対し、栄養バランスの取れた食事を配食する事業であり、単に配食を行うだけでなく、配達員が訪問する際に利用者の生活状況を把握し、安否確認を行うことを目的とした福祉施策として実施している事業です。</p> <p>食事サービス運営委員会は、各運営委員会設置規程により、アセスメント票やケアプランをもとに、配食及び見守り・安否確認の必要性を審査するものです。</p> <p>そのため、同委員会は、本事業開始当初から区社会福祉協議会、平成18年度からは地域包括支援センターに事務局として運営していただいております。審査内容の専門性はもとより、この間蓄積されたノウハウを活用し、委員会構成員との連絡調整等、事務局機能を担っていただくことが最も効率的であると考えております。</p> <p>以上のことから、大阪市としては、引き続き同運営委員会の事務局については、地域包括支援センターにお願いしたいと考えております。</p>
<p>【生活支援型食事サービスに関するご意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活支援型食事サービス事業として、生活習慣病予防並びに疾病対策食を取り入れることで、即効性と教育との相乗効果が見込まれると思います。現在の生活支援型食事サービスのスキームを活用でき、対象者を明確に把握することで各種事業案内や誘導などもできるなど、既存事業も含めた効果が見込めると思います。 	<p>生活支援型食事サービス事業は、心身の機能低下や障がい等により調理が困難な高齢者等に対し、栄養バランスの取れた食事を配食する事業であり、単に配食を行うだけでなく、配達員が訪問する際に利用者の生活状況を把握し、安否確認を行うことを目的とした福祉施策として実施している事業です。</p> <p>現在、既に本事業を受託している多くの事業者において、利用者の身体の状態を考慮した治療食を提供されており、大阪市としても、治療食を提供する場合の利用者負担の上限超過を認めるなど、生活支援型食事サービス事業実施要綱で配慮しております。</p>

意見要旨	大阪市の考え方
<p>●高齢者の多様な住まい方の支援 (26件)</p>	
<p>【多様な住まい方の支援に関するご意見】 ・特養ホームの増設、高齢者・ケア付市営住宅の建設・充実に務め、「介護難民」がでないような施策を。</p> <p>・大阪市は老朽住宅が多く、バリアフリー化の費用が掛り困難な場合が多い。高齢者向け市営住宅の確保等が必要。</p>	<p>特別養護老人ホームの入所申込者の中には、その身体状況等から他の施設が適している人や、ニーズに合った在宅サービスが提供されれば、引き続き住み慣れた地域で生活ができる人がいると考えられます。それぞれのニーズに合ったサービスの提供に努めながら、施設サービスが求められる人のために必要な施設整備を進めます。</p> <p>また、大阪市では、市営住宅の供給につきましては、住宅施策の重要な柱の一つと位置づけて取り組んでまいりました。その結果、市営住宅の管理戸数は約10万戸と、住宅総数に占める比率は政令市でもトップの水準となっております。</p> <p>今後の整備につきましては、現在ある住宅ストックを良好な社会的資産として有効活用していくことが重要であると考えておりまして、「大阪市営住宅ストック総合活用計画」(平成13年11月策定、平成19年2月見直し)に基づき、建替事業等を効果的・効率的に進めてまいりたいと考えております。</p> <p>なお、現在、新築する住戸については、高齢者や障がい者をはじめ、すべての方々が安全かつ安心して快適に生活できるように床段差の解消や、玄関・浴室・トイレへの手すりの設置などを行うとともに、共用部についても、階段や廊下への手すりの設置や福祉型エレベーターの設置を行うなど、高齢者や障がい者などに配慮した住戸建設を進めております。</p> <p>また、大阪市では、7月・2月の定期募集に加え、高齢者の方については、5月に市営住宅の別枠募集を行っており、平成3年度からは、高齢者が自立した生活を送れるよう配慮した設備・設計を行ったケア付住宅の募集を行っております。</p> <p>近年、定期募集における一般世帯向けの平均応募倍率が高倍率で推移する中、高齢者向けの募集戸数については一定戸数確保するよう努めているところであり、今後とも関係局と連携しながら募集を行ってまいりたいと考えております。</p> <p>なお、緊急に入居すべき事由を有する方に適時に対応するため、平成19年3月から公営住宅等の空家の一部について随時募集を実施しており、公営住宅等の入居者資格を満たしている方はお申込みいただけます。</p>
<p>【施設整備の増設に関するご意見】 ・介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)等は、待機者が多いと思われる。大量の増設計画が必要との意見。</p> <p>・認知症対応グループホームの増設も治療体制の強化とともに早急に必要です。</p>	<p>特別養護老人ホームについては、入所の必要性・緊急性が高い入所申込者が概ね1年以内に入所が可能となるよう認定者数の伸びを勘案しながら必要な整備を進めます。</p> <p>また、認知症対応グループホーム(認知症対応型共同生活介護)の整備については、介護保険事業計画に基づき、公募により事業者を選定し、整備を進めます。</p>
<p>【施設整備に関するご意見】 ・利用状況の詳細な実態調査を行い、必要数を明確にしたうえで、特別養護老人ホームを大幅に拡充すること。 ・市遊休地を特別養護老人ホーム拡充にあてることは土地の活用となる。又、老朽化市営住宅の建て替え(高層化)により、生じた用地の施設用地への転用を図る。</p>	<p>特別養護老人ホームについては、実態調査結果等を参考にするとともに、入所の必要性・緊急性が高い入所申込者が概ね1年以内に入所が可能となるよう認定者数の伸びを勘案しながら必要な整備を進めます。整備にあたっては、地域の偏りが大きくなり過ぎないように配慮します。</p> <p>大阪市の支援としましては、特別養護老人ホームの整備については、社会福祉法人に対して整備補助を行っています。</p> <p>現在、特別養護老人ホームの整備については、整備を希望する法人が建設用地を確保することとしています。また、一斉募集において計画地の整備状況を勘案するなど、整備にあたっては、地域の偏りが大きくなり過ぎないように配慮しています。</p>

意見要旨	大阪市の考え方
<p>【入所に関するご意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老人ホームは誰でも入れて、いつまでも最後までいられるようにしてほしい。 	<p>特別養護老人ホームについては、入所の必要性・緊急性が高い入所申込者が概ね1年以内に入所が可能となるよう認定者数の伸びを勘案しながら必要な整備を進めます。</p> <p>また、特別養護老人ホームの入所申込者の中には、その身体状況等から他の施設が適している人や、ニーズに合った在宅サービスが提供されれば、引き続き住み慣れた地域で生活ができる人がいると考えられます。それぞれのニーズに合ったサービスの提供に努めながら、施設サービスが求められる人のために必要な施設整備を進めます。</p>
<p>【建て替えに関するご意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老朽化した老人ホームの建て替えについてのコメントが明白ではない。住まいの支援としてユニット型に改善できるようにしてもらいたい。改善は地震対策にもなるはずで 	<p>特別養護老人ホームの整備については、社会福祉法人に対して整備補助を行っており、できる限り在宅に近い環境の下で生活できるよう、利用者一人ひとりの個性と生活のリズムを尊重する観点から、個室・ユニット型での整備を基本に進めます。また、既存施設の個室・ユニット化改修についても国の交付金を活用して、支援します。</p> <p>なお、建設されてから相当の期間を経過し、老朽化が著しい状況となっている施設があることから、運営法人の意向を踏まえ、計画的に建替えを実施します。建替えにあたっては必要に応じて、一部従来型での整備を可能とします。</p>
<p>【入所に関するご意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護度1、2の方でも認知症あり、独居の方が多いです。全く身よりのない方もおり、在宅で支えきれなくなり、次の住む終の住まいを探すのですが、すぐに入れる施設、特に10万円ぐらいまでで入れる施設がありません。 ・老人保健施設や、特別養護老人ホームなどが、非常に少なく、すぐに入所できる施設がありません。大阪市として、入所に対しての支援をぜひお願いしたいです。 	<p>特別養護老人ホームについては、制度改正に伴い、平成27年4月1日以降、限られた資源の中でより必要性の高い方々が入所しやすくなるよう、居宅での生活が困難な中重度の要介護高齢者を支える施設として、機能の重点化が図られることとなります。特別養護老人ホームへ新たに入所する方については原則要介護3以上となりますが、要介護1又は2の方であっても、やむを得ない事情により特別養護老人ホーム以外での生活が著しく困難である場合には、特別養護老人ホームへの入所が認められることとなります。</p> <p>また、身体状況等から他の施設が適している人や、ニーズに合った在宅サービスが提供されれば、引き続き住み慣れた地域で生活ができる人がいると考えられます。それぞれのニーズに合ったサービスの提供に努めながら、施設サービスが求められる人のために必要な施設整備を進めます。</p> <p>特別養護老人ホームについては、入所の必要性・緊急性が高い入所申込者が概ね1年以内に入所が可能となるよう認定者数の伸びを勘案しながら必要な整備を進めます。</p> <p>介護老人保健施設については、要介護認定者数の増加等にあって必要な整備をすすめます。</p>
<p>【施設整備計画に関するご意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・養護老人ホーム、経費老人ホームの整備計画として「整備しない」とされていますが、需要は本当はないのでしょうか。 ・ひとりぐらしで低所得の人が多くという大阪市居住の高齢者の特徴は大阪市も認識されている所です。しかし施策としての多様性に欠ける所であると考えます。 ・大阪市内は土地価格は依然高く、民間事業者が物件を確保して居住事業をするには負担が大きいことおあります。またそのコストは利用者に跳ね返ることからも、公的な居住系サービスは必要だと考えます。 	<p>養護老人ホームについては、被措置者が減少傾向であります。また、軽費老人ホームについては、一部の施設のみ入所待機者が発生している状況です。そのため、養護老人ホームや軽費老人ホームは概ね必要な整備を満たしていることから、現状の入所定員数とします。</p> <p>養護老人ホームや軽費老人ホームについては、建設されてから相当の期間を経過し、老朽化が進んでいることなどから、施設の改築等の検討を進め、必要な支援を行います。</p>